

柏市子どもの生活・学習支援事業委託(小学生コース)仕様書

1 件名

柏市子どもの生活・学習支援事業委託(小学生コース)

2 目的

柏市子どもの生活・学習支援事業（以下、「本事業」とする。）は、子どもの貧困対策の一環として貧困の連鎖を防ぐことを目的に、ひとり親家庭等をはじめとする生活困窮世帯（以下、「生活困窮世帯等」とする。）の小学生に対し学習支援や相談等を実施し、子どもの基礎学力のほか、生活習慣を含めた非認知能力の習得を図るとともに、生活困窮世帯等の相談・支援体制による自立促進及び子どもの居場所づくりの一助を担うものとする。

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

4 対象者

生活保護，就学援助，児童扶養手当，柏市ひとり親家庭等医療費等助成，柏市遺児等養育手当のいずれかを受給している世帯，又はそれらに準じて本事業への参加が必要と判断された小学4年生及び5年生。

なお原則として，学習塾や通信教育，家庭教師等の補助学習を利用しておらず，学習意欲や学力に困難を抱えている児童を主な対象とする。

5 参加者数（見込）

60人程度（市内3会場×20人程度）

ただし，応募者が見込数を上回った場合，会場で規定された定員数の範囲内で可能な限り追加受入れを可能とすること。

6 実施会場等

本事業は生活困窮世帯の子どもたちを対象にするため，実施会場については公表しないこと。なお，実施会場の確保に関する費用は市の負担とする。

(1) 実施会場

ア 北部会場 — 田中近隣センター（毎週火曜日，20人程度）

イ 中央会場 — 高田近隣センター（毎週木曜日，20人程度）

ウ 南部会場 — 酒井根近隣センター（毎週水曜日，20人程度）

(2) 実施期間，実施回数

平成31年6月4日（火）から平成32年3月3日（火）の期間中，市が指定する日程で，各会場36回ずつの実施とすること。

ただし，平成31年8月13日から同月15日，及び平成31年12月24日から平成32年1月2日，平成32年2月11日については休業日とする。

(3) 開所時間

午後3時から午後8時までを開所時間とする。

7 契約方法及び支払方法

総価契約とし、月毎の支払いとする。

ただし、本契約締結後に会場や参加見込み数について変動が生じる場合には、必要に応じて変更契約を行うことがある。

請求は、児童扶養手当、柏市ひとり親家庭等医療費等助成、及び柏市遺児等養育手当を受給する世帯の児童数と、生活保護、就学援助、及びそれらに準じる制度を受給する世帯の児童数で費用を按分し、それぞれこども福祉課と生活支援課に行うものとする。なお、それぞれの児童数は市が算出するものとする。

8 委託内容

経済的困窮にある世帯にあつては、本来、親との関わりや養育において習得される生活習慣やコミュニケーション能力等のいわゆる「非認知能力」の習得が困難な状況が見受けられる。

本事業は、子どもたちが小学生の早期のうちに学習の土台となる「非認知能力」を習得し、その土台の上に学力を積み重ねられるよう、学習指導のみならず、各世帯に応じた指導、支援に取り組むことを重視するものである。

(1) 事業内容

ア 子どもへの支援

(ア) 学習指導

算数及び国語の2科目から、参加者一人ひとりの希望および学力等の状況にあわせて指導すること。

指導は、参加者が学校で使用する教科書やドリルのほか、個人で所持する問題集等を利用することを基本とするが、子どもにあった教材等を使用することも妨げない。

(イ) 非認知能力の習得指導

学習の土台となる非認知能力の習得を支援すること。例えば以下のような能力形成ができるような支援の体制や環境を整えること。

・信頼関係の構築

⇒可能な限り同一の指導者が対応する等、子どもが安心して通え、過ごせる居場所となるよう、子どもとの関係を構築する。

・生活習慣等の習得支援

⇒決まった時間に学習指導を行うことをはじめ、日常の起床や就寝など、規則正しい生活習慣を身に付けるよう指導、保護者への助言を行なう。

・コミュニケーション能力・表現力・語彙力の形成

⇒同一の指導員が継続的に積極的にコミュニケーションを図り、指導内容や助言等が子どもに十分伝わるよう、また子どもが積極的に自

己表現が行えるよう環境を整える。

- ・自己肯定感・自尊心・意欲の醸成

→小さな自己実現を繰り返し与え、子どもが「自分にもできる」という自信と意欲醸成を図る。

(ウ)相談支援等

学習に関する相談のほか、日常生活における様々な相談に随時対応し、子どもや家庭環境等に気になる状況があれば、市に報告し、速やかに必要な支援につなげられる対応を行う。

イ 保護者への支援

(ア)情報共有

子どもが安心して継続して通えるよう、保護者との連絡体制を確立し、必要な情報提供を行なうとともに、欠席等があれば都度確認を行い、保護者と協力して子どもが通いやすいよう環境を整える。

(イ)非認知能力の習得指導

子どもの生活習慣等の非認知能力の習得に当たっては、家庭での環境や保護者の意識等も重要であることから、保護者への情報提供及び助言等を行う。

(ウ)相談

子どもの学習や生活等に関する相談のほか、保護者の養育等に関する相談にも応じ、可能な限りにおいて助言等を行うほか、気になる状況があれば、市に報告し、速やかに必要な支援につなげられる対応を行う。

ウ イベント提案

子どもや保護者が、学習や生活への意欲や将来の目標を持てるような企画や、親子関係を構築するような企画を市へ提案し、市との協議に基づき年に複数回実施すること。

エ 市民団体等との連携

実施会場において児童が学習以外の様々な支援を受けられること、また、学習支援事業の取り組みを市内各所に展開していくことを目的に以下のような取り組みに協力すること。

(ア)既存の市民団体との連携

実施会場地域において、子ども食堂等の他種の市民団体との連携が見込める場合、可能な限りにおいて、受託者、市民団体、市の三者の協議、合意のもと連携に取り組むものとする。

(イ)類似の支援に取り組む市民団体等への支援

市内の各地域において事業を展開していくため、類似した支援に取り組む市民団体や、新たに取り組む意向のある市民（団体）に対し、受託者の経験やスキルを活かし、助言や支援、本事業の見学や実習等を可能な範囲において実施する。

(2) 実施体制

ア 実施時間

週1回各会場の開所時間は午後3時から午後8時とする。

上記時間中、各子どもの学習指導時間は80分以上120分以内とする。開場時間中に、学習指導のほか、子どもへの生活指導や相談への対応等を実施する。

イ 消耗品や教材等

参加者にあった教材等を新たに購入した場合に要する費用は、受託者の負担とする。また、文房具等の消耗品類についても受託者の負担とする。

ウ 指導体制

学習支援は、参加者2人に対し1人の学習支援員の配置による個別指導を基本とし、参加者それぞれの学力や意欲等に応じた指導体制がとれるよう配慮すること。ただし、やむを得ない事情がある場合のみ、参加者3人に対し1人の学習支援員の配置まで認めるものとする。

学習支援以外の時間については、必要な人員配置を行うものとする。

なお、実施会場毎に1人以上の責任者を配置し、随時、市との連絡体制を構築できること。また、運営に携わる学習支援員は、原則、受託者にて手配すること。

エ 連絡体制

欠席者に対しては、年度途中で通所を断念することがないように、事業者のノウハウを活かして対応し、随時、市への連絡を行うこと。

児童の安全について配慮し、その保護者との連絡体制を整えること。

9 参加者の費用負担

8の内容について、子ども・保護者（相談者）は無料で受けることができるものとする。ただし、学習会実施場所への通所にかかる費用は、参加者の家庭の負担とする。

10 参加者の申込受付及び選定

市が、参加者の募集を行い、また、参加の申込みを受け付けるものとする。

申込者から参加者を選定するにおいては、申込世帯の保護者及び子どもとの面談を行い、本事業の趣旨に沿った対象者であること、学習に取り組むことが概ねできること、会場まで安全に通うことができることなどに配慮し、必要に応じて市と協議の上、決定するものとする。

受託者は、参加希望世帯、選定理由、参加決定世帯について記録した名簿を作成し、市の求めに応じて、随時提供すること。

11 報告書の提出及び検査

(1) 月間報告書

各月の業務に係る報告書及び検査願届を、翌月10日までに市に提出すること。ただし、9月分及び3月分については、その月の末日までに提出すること。

報告書は参加決定者全員分について、出欠状況、担当学習支援員氏名、欠席理由、学習支援・個別相談の実施内容、その他特記事項(例：全体の雰囲気

気や傾向、欠席者への対応状況、特定の児童に関する報告、学習支援員からの意見や報告、他)を記載すること。

また、毎月1回以上、市と意見交換会を実施し、各実施会場の運営状況や課題、改善点等を含めて、協議を行うものとする。

(2) 個別支援記録票

参加者ごとに学習進捗の管理状況や、相談記録、学習支援員等が気付いた事項等を記し、参加者への適切かつ継続的な支援に活用する。市への報告や市の求めに応じて、随時提供すること。

(3) 事業評価報告書

事業実施前後での学力や意欲の変化を事業実績として評価するため、市と協議し、参加者の学力測定及び参加者・保護者へのアンケート調査を実施するなど、各教室における事業の効果検証を報告すること。

(4) 業務完了の報告

業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

ア 業務完了報告書

イ 収支決算報告書

ウ 個別指導記録票

エ 事業評価報告書

オ その他柏市長が必要と認める書類

(5) 検査

柏市は、各月の報告書と検査願届の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を完了し、検査結果を通知するものとする。

12 留意事項等

(1) 守秘義務

本事業の実施過程で知り得た事実や個人情報等を第三者に漏らしてはならない。本事業の主たる部分に関する再委託は、原則として認めないものとする。安全対策、個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩がないよう徹底した管理を実施すること。

(2) 責任者及び学習支援員の配置

責任者は、受託者の業務運営に精通した経験ある人材を配置することとし、事業の企画・運営、会場の管理、学習支援員の募集・選定、派遣調整等の管理、市との連絡窓口を担うこと。

学習支援員は、ひとり親家庭等の児童が抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、懇切な学習支援に努めるとともに、児童の良き理解者として相談等に応じることができる者とする。

(3) 学習支援員の募集

学習支援員の募集や手配に当たっては、柏市及び近隣市に在住・在学し、柏市の子ども福祉行政に関心を持ち、複数年にわたって支援に携われる者を採用できるよう可能な限り配慮すること。

(4) 従事者名簿の作成

事業者は、本事業に従事する責任者や学習支援員の名簿を作成し、参加者

の学習支援や相談に対応した従事者について把握しておくこと。

(5) 苦情対応

参加者と事業従事者間の苦情，トラブルへの対応は，原則として事業者の責任で行うこと。

(6) 事業の周知

本事業は，生活困窮世帯の子どもたちを対象にするため，事業の周知は，対象世帯等への個別周知を主とし，基本的には市が実施する。

(7) 会場運営

会場は各近隣センター内の会議室等であり，設営から終了後の片づけ・撤収作業まで，受託者の責任において実施すること。なお，近隣センターの管理は市が行う。

(8) 市との連絡・協議

本事業は地域を限定したモデル事業であり，市は，事業の進捗管理及び成果を詳細に把握していく必要がある。子どもたちの学力をはじめ，学習に取り組む姿勢や学習習慣，また，生活習慣や非認知能力の習得等，子どもたちの変化を随時把握していくため，受託者は記録作成に協力するとともに，市との連絡体制を蜜にし，事業の取組み状況や方針等について，市の求めに応じて随時協議調整を行うこと。

また，参加児童について気になる事項等があった際には，市へ連絡を取り，児童が必要な支援を受けられるよう連携を図ること。

13 その他の条件等

(1) この仕様書に記載のない疑義が生じた場合は，柏市と事業者の協議により対応することとする。

(2) 本仕様書に記載している事項が遵守されていない場合，また，参加者等から苦情等に基づき，契約事業者の対応においては，本事業の目的が達成できないと市が判断した場合には，契約を解除することができるものとする。

(3) 学習支援員を対象にしたボランティア保険に加入すること。また，受講者の講習会等参加時，通所時及び帰宅時において，偶然に発生した予知されない出来事による事故で，受講者が死亡又は傷害を負った場合に補償するための傷害保険に加入すること。

(3) 本事業の実施にあたり，柏市のほか，参加者やその他の第三者に損害を与えた場合，直ちにその状況等を委託者に報告すること。また，損害賠償の責任は事業者が負うものとする。

(4) 本案件は，新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし，議会の可決を得られないときは，この契約は無効となり，本市は損害賠償の責めを負わない。

14 担当部署・連絡先

柏市役所 こども部 こども福祉課 谷野，遠藤

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市役所本庁舎別館3階

TEL 04-7167-1595
FAX 04-7162-1077
E-mail : kodomofukushi@city.kashiwa.chiba.jp